

地域の会前回定例会以降の動き

令和7年4月9日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

(1) 3月6日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 立入制限区域見直し（セットバック）の目的や工事の実施状況について説明を受けるとともに、現地確認を行いました。
- 衛星電話の一部使用不能事象（LC0逸脱事象）について、これまでの不具合の原因調査状況と現時点での対策の説明を受けるとともに、現地確認を行いました。

(2) 4月8日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 6号機非常用ディーゼル発電機（C）制御盤からの発煙（3月10日発生）について、事象概要と原因調査状況について説明を受けました。
- 南66kV開閉所建屋[※]電源室における火災（4月1日発生）について、原因の調査状況の説明を受けるとともに、現地確認を行いました。

※ 南66kV開閉所建屋

超高圧開閉所エリアにある建物で、1～4号機の屋外に設置している変圧器向けの消火設備や排水ポンプ、変圧器の冷却装置の制御電源などが設置されている。

2 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

3月26日、第82回評価会議を開催し、新潟県と東京電力が令和7年度に実施する柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の環境放射線の監視調査及び温排水の影響を把握するための調査計画について、内容を確認いただき、原案どおり了承されました。

※ 会議資料は下記ホームページに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/82hyoukakaigikekka.html>

令和7年4月9日
新 潟 県

「地域の会」委員質問への回答

〈星野委員〉

○新潟県への質問

第261回定例会に於ける説明資料「柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認」

25ページ(12)FV関係：フィルタベント設備の耐震性(地下式含む)確認内容に於いて

「※地下式フィルタベント設備は特定重大事故等対処施設に位置付けられており、核物質防護上の理由により、その詳細は公表されていない。本項目においては重大事故等対策施設である地上式フィルタベント設備について主に確認し、地下式フィルタベント設備も同等の性能を有するとの説明を受けている。」と表記されている。

技術委員会は、地下式フィルタベント設備が存在することを前提として、その性能をチェックし議論したと考えるが、東京電力は「特重施設」の完成を4年間先送りすると表明した。

従って、地下式フィルタベント設備は存在していない。

第261回定例会で県は「技術委員会は存続する」と回答した。

そこで、技術委員会には「存在すべき地下式フィルタベント設備が存在しない事態」を踏まえた再チェックを早急を実施し、技術委員会の見解を公表する必要があると考える。
ご回答下さい。

回 答

技術委員会では、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策について、原子力規制委員会の審査内容に疑問が残る点を確認していただきました。設置変更許可の審査内容等を踏まえて整理した22の確認項目について「現時点において、安全性に特に問題となる点はない」または「原子力規制委員会の判断を否定するものではない」と結論されました。この結論は地下式フィルタベント設備の設置を前提としたものではないことから、特定重大事故等対処施設の完成期限が変更されたことをもって、改めて確認する必要はないと考えております。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する 新潟県民投票条例案に対する意見

この度、東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する県民投票条例の制定が、約 14 万 3 千人の県民の署名により請求されたところであり、その意義を大変重く受け止めるものである。

その上で、条例案を慎重に検討した結果、以下の課題があるものとする。

1 条例案により原子力発電所の稼働の是非を判断することについて

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の是非については、国のエネルギー政策上の必要性をはじめ、原子力規制委員会の審査や県技術委員会によって確認されてきた施設の安全性、原子力災害発生時における避難計画の実効性、そして東京電力に対する信頼性といった課題があり、すでに多岐にわたる観点から議論されているところである。

また、再稼働の是非は、地域の経済・雇用・財政に影響があることに加え、国全体の経済・産業の発展や、近年気候変動による影響が顕在化している中であって地球温暖化対策等にも関連する広範で複雑な問題であるとする。

条例案第 10 条は、県民は、投票用紙の賛成欄又は反対欄に○の記号を記載して二者択一で自らの意思を表明することとし、条例案第 18 条は、知事は投票の結果を尊重するとともに、国及び関係機関と真摯に協議し、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関して県民の意思が忠実に反映されるよう努めなければならないとしている。

しかしながら、再稼働の是非については、上記のとおり多岐にわたる観点から議論されてきているところであり、これまで県には、県民から、単に「賛成」「反対」だけでなく「条件付きの賛否」や「県議会で議論し結論を出すべき」といった意見も寄せられているところである。

したがって、条例案第 10 条に規定する「賛成」又は「反対」の二者択一の選択肢では、県民の多様な意見を把握できないと思われる。

2 条例案の執行上の課題について

県民投票を執行するに当たり、本条例案には、以下の課題がある。

条例案第 15 条第 1 項では、公務員を含め「何人」も県民投票運動等を自由に行うことができることを規定している。しかし、国家公務員法第 102 条、地方公務員法第 36 条等の規定により、公務員の政治的行為が制限されているため、県民投票運動の態様によってはこれらの法令に抵触する可能性がある。

条例案第3条では、県民投票に関する事務は知事が執行するとしているが、条例案第17条では、選挙管理委員会が開票を行うとしており、開票事務の主体が整理されていない。また、条例案第19条で引用する地方自治法第252条の17の2第1項は、「知事の権限に属する事務」を市町村が処理することとするための規定であることから、条例案第17条に規定する「選挙管理委員会」が行う開票事務を市町村に処理させることはできない。その場合、県内すべての開票事務を県選挙管理委員会だけで担うことになるが、これは実務上、極めて困難である。

その他、本条例案には、記載誤り、文言の不足等がある。



令和7年4月8日

防 災 局
総 務 部

「東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例案」に対する知事意見を公表します。

地方自治法第74条第1項の規定に基づき条例制定の直接請求があった「東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例案」に対する知事の意見を、別紙により公表します。

本件についてのお問い合わせ先

防災局 原子力安全対策課長 金子

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

総務部 市町村課長 八幡

(直通) 025-280-5054 (内線) 2220